

八条ヶ池周辺区域使用申請書

長岡京市長
中小路 健吾 様

申請者 住 所
氏 名
(電話)

令和 年 月 日

使用許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

事業名					
事業日時	自 令和 年 月 日 ～ 至 令和 年 月 日 準備日 午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分 当日 午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分				
事業場所					
事業内容					
事業目的					
人 員	区 分	人 数			
	スタッフ・演技者	準備日	名	当日	名
	参加者		名		名
	合 計		名		名
持込機材					
その他事項					
現場責任者					
上記のとおり申請いたします。 なお、使用許可を得た場合は、管理担当者の指示を遵守し、施設その他を損傷することなく、防火・環境・安全面等に充分注意を払い、他に迷惑にならないよう使用します。					

八条ヶ池周辺区域(中之島・水上橋を含む)使用許可条件

1. 関係法令、許可の内容、(目的、場所、期間など)を遵守すること。
2. 一般利用者の迷惑及び支障とならないこと。
3. 近隣住民に迷惑となるような行為はしないこと。
4. 八条ヶ池周辺区域内では火気をもてあそばないこと。
5. 事業の内容が起因となって発生した紛争・事故については、申請者において責任と誠意をもって解決にあたること。
6. 申請者は、公共物等に破損・汚損が生じた場合は、賠償責任を負うものとする。
7. 申請者は、使用後は清掃等の後片付けの徹底を図ること。
8. 長岡京市は、使用場所の維持管理上、使用等に支障が生じる場合は、使用許可を取り消すことができる。
9. 許可を受けた事項を変更しようとするときは、使用許可書の写しを添付のうえ、速やかに変更許可申請者を提出し許可を受けること。
10. 上記以外の事象及びその他不明な点については、管理担当者と協議を行い、管理担当者の指示に従うこと。
11. 事業の準備及び実施においては細心の注意を払うものとし、万が一事業終了後に八条ヶ池の舗装面等の破損及び汚損が認められた場合には、申請者の負担により原状復帰を行うこととする。

〔管理担当者〕 長岡京市環境経済部商工観光課 075-955-9515